

新運整第1015号の2  
令和3年1月29日

貨物自動車運送事業者 各位

北陸信越運輸局 新潟運輸支局長

「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」の一部改正について

標記について、北陸信越運輸局自動車交通部長及び自動車技術安全部長から別紙（令和3年1月28日付け北信交貨第254号、北信交監第174号、北信技整第232号、北信技保第62号）のとおり通知がありましたので了知願います。



北信交貨第254号  
北信交監第174号  
北信技整第232号  
北信技保第62号  
令和3年1月28日

管内各運輸支局長 殿

自動車交通部長  
(公印省略)

自動車技術安全部長  
(公印省略)

「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」の一部改正について

標記について、自動車局安全政策課長、貨物課長及び整備課長から別紙写し(令和3年1月26日付け国自安第179号、国自貨第99号、国自整第279号)のとおり通達があるので、遗漏のないよう取り計られるとともに、関係事業者に周知願います。

国自安第179号  
国自貨第99号  
国自整第279号  
令和3年1月26日

北陸信越運輸局  
自動車交通部長 殿  
自動車技術安全部長 殿

自動車局安全政策課長  
貨物課長  
整備課長

「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」の一部改正について

昨年末以降の大雪により、関越道、北陸道等において多くの大型車両が立ち往生したことにより、大量の車両が路上に滞留する事案が発生したことを踏まえ、使用限度を超えた冬用タイヤの雪道での使用を排除するため、標記の一部を別紙新旧対照表のとおり改正し、令和3年1月26日から実施することとしたので、遺漏のないよう取り扱われたい。

なお、本件について公益社団法人全日本トラック協会会長、全国貨物自動車運送適正化事業実施機関本部長及び一般社団法人全国盤査自動車協会会長へ通知したので了知された。



**別添**

国自安第179号の2

国自貨第99号の2

国自整第279号の2

令和3年1月26日

公益社団法人全日本トラック協会会長 殿

全国貨物自動車運送適正化事業実施機関本部長 殿

一般社団法人全国靈柩自動車協会会長 殿

自動車局安全政策課長

貨物課長

整備課長

「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」の一部改正について

昨年末以降の大雪により、関越道、北陸道等において多くの大型車両が立ち往生したことにより、大量の車両が路上に滞留する事案が発生したことを踏まえ、使用限度を超えた冬用タイヤの雪道での使用を排除するため、標記の一部を別紙新旧対照表のとおり改正し、令和3年1月26日から実施することとしましたので、雪道での輸送の安全確保が図られるよう、傘下会員に対し周知徹底をお願いします。

## ○貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について (傍線部分は改正部分)

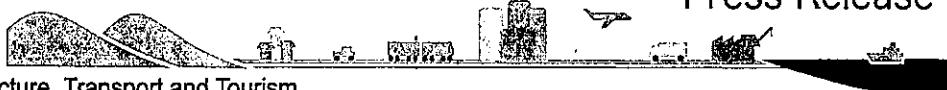
改正案		現行
貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について		貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について
制	定 平成 15 年 3 月 10 日 最終改正 令和 3 年 1 月 26 日	国自総第 510 号 国自貨第 118 号 国自整第 211 号 国自安第 179 号 国自貨第 99 号 国自整第 279 号
		(略)
第3条の2 点検整備	第3条の2 点検整備	第3条の2 点検整備
1. 本条は、事業用自動車の運行の安全の確保のため、車両の管理が必要であることから、法(ほか)道路運送車両法(昭和 26 年法律 185 号。以下「車両法」という。)の規定のうち点検整備(車両法第 47 条から第 49 条並びに自動車点検基準(昭和 26 年運輸省令第 70 号))、整備管理者の選任(車両法第 50 条から第 53 条並びに関係省令)及び検査関係(車両法第 5 章に規定する検査等)に係るもの(ほか、次の事項を遵守すべきことを定めたもの)である。	1. 本条は、事業用自動車の運行の安全の確保のため、車両の管理が必要であることから、法(ほか)道路運送車両法(昭和 26 年法律 185 号。以下「車両法」とい。)の規定のうち点検整備(車両法第 47 条から第 49 条並びに自動車点検基準(昭和 26 年運輸省令第 70 号))、整備管理者の選任(車両法第 50 条から第 53 条並びに関係省令)及び検査関係(車両法第 5 章に規定する検査等)に係るもの(ほか、次の事項を遵守すべきことを定めたもの)である。	1. 本条は、事業用自動車の運行の安全の確保のため、車両の管理が必要であることから、法(ほか)道路運送車両法(昭和 26 年法律 185 号。以下「車両法」とい。)の規定のうち点検整備(車両法第 47 条から第 49 条並びに自動車点検基準(昭和 26 年運輸省令第 70 号))、整備管理者の選任(車両法第 50 条から第 53 条並びに関係省令)及び検査関係(車両法第 5 章に規定する検査等)に係るもの(ほか、次の事項を遵守すべきことを定めたもの)である。
(1) 自動車の構造・装置や使用状況に応じた点検・整備	(1) 自動車の構造・装置や使用状況に応じた点検・整備	(1) 自動車の構造・装置や使用状況に応じた点検・整備
① 特種車や架装部分の点検・整備	① 特種車や架装部分の点検・整備	① 特種車や架装部分の点検・整備
② シビアコンディション(雪道(冬用タイヤの溝の深さがタイヤ製作者の推奨する使用限度を超えていないこと)の点検・整備を含む。)、塗害、悪路走行、走行距離、登坂率等の安全を確保する必要がある。	② シビアコンディション(雪道(冬用タイヤの溝の深さがタイヤ製作者の推奨する使用限度を超えていないこと)の点検・整備を含む。)、塗害、悪路走行、走行距離、登坂率等の安全を確保する必要がある。	② シビアコンディション(雪道(冬用タイヤの溝の深さがタイヤ製作者の推奨する使用限度を超えていないこと)の点検・整備を含む。)、塗害、悪路走行、走行距離、登坂率等の安全を確保する必要がある。
(2) (略)	(2) (略)	(2) (略)
2. (略)	2. (略)	2. (略)
(略)	(略)	(略)
第11条 異常気象時等における措置	第11条 異常気象時等における措置	第11条 異常気象時等における措置
「異常気象その他の理由」とは、大雨、大雪、暴風等の異常気象、土砂崩壊、路肩軟弱等の道路障害等をいい、「必要な措置」とは、暴風警報等の伝達、避難箇所の指定、運行の中止等の指示をいう。	「異常気象その他の理由」とは、土砂崩壊、路肩軟弱等の道路障害等の道路障害をいい、「必要な措置」とは、暴風警報等の伝達、避難箇所の指定、運行の中止等の指示をいう。	「異常気象その他の理由」とは、土砂崩壊、路肩軟弱等の道路障害等の道路障害をいい、「必要な措置」とは、暴風警報等の伝達、避難箇所の指定、運行の中止等の指示をいう。

いっては、日常点検の際に整備管理者等によって冬用タイヤの溝の深さがタイヤ  
製作者の推奨する使用限度を超えていないこと等が確認されていること等、滑り  
止めの措置が講じられていることの確認をいう。

(略)

(略)

附 則  
改正後の通達は、令和3年1月26日から施行する。



令和3年1月26日  
自動車局整備課  
自動車局安全政策課

## 冬用タイヤの安全性を確認することをルール化しました。

～ 雪道では、使用限度を超えた冬用タイヤの使用は厳禁です。～

昨年末以降の大雪により、関越道や北陸道において多くの大型車両が路上に滞留する事案が発生したことを踏まえ、バス・トラック運送事業者は、雪道において適正な冬用タイヤを使用していることを確認しなければならないこととしました。

### 1. 改正の概要

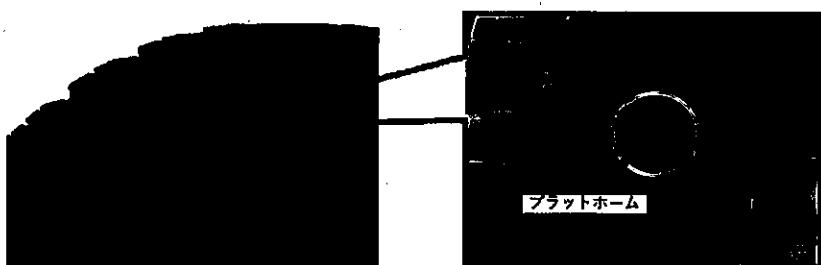
(1) 「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」の一部改正

- ・整備管理者は、雪道を走行する自動車のタイヤについて、溝の深さがタイヤ製作者の推奨する使用限度※よりもすり減っていないことを確認しなければなりません。
- ・運行管理者は、雪道を走行する自動車について、点呼の際に上記事項が確認されていることを確認しなければなりません。

(2) 「旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について」の一部改正

- ・乗合バス・貸切バスについて、上記(1)と同様の改正を行います。

※国内メーカー等の冬用タイヤでは、使用限度の目安として、溝の深さが新品時の50%まですり減った際にプラットホームが溝部分の表面に現れます。



### 2. スケジュール

公 布 : 令和3年1月26日（本日）

施 行 : 公布の日

〈問い合わせ先〉

【点検整備について】

自動車局 整備課 児島、川崎

代表:03-5253-8599（直通）、FAX:03-5253-1639

【運行管理について】

自動車局 安全政策課 谷倉

代表:03-5253-8565（直通）、FAX:03-5253-1636